

一関市告示第302号

一関市学生寮整備事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和6年4月1日から適用する。

令和6年7月1日

一関市長 佐藤 善仁

一関市学生寮整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 市内に所在する学校等に通学する学生等の確保を図るため、学校運営事業者等が行う学生寮の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 次に掲げる教育施設のうち、市内に所在する教育施設をいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校のうち高等学校、大学及び高等専門学校
 - イ 学校教育法第124条に規定する専修学校
 - ウ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
 - エ 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）により告示された日本語教育を行う機関及び教育機関
 - オ その他アからエに定める教育施設に準ずる教育施設
- (2) 学生等 学校等に在籍する生徒又は学生をいう。
- (3) 住宅等 市内に所在する共同住宅、長屋その他の住宅であって、学生等を入居させる目的で整備したもの（住宅の一部の整備を含む。）をいう。
- (4) 学生寮 学生等が賃貸借契約（当該学生等の保護者が締結するものを含む。）により入居する住宅等であって、学生等及び学生等の生活を支援する者のみが入居するものをいう。
- (5) 学校運営事業者 学校等を設置し、運営する法人（国及び地方公共団体を除く。）又

は個人事業主をいう。

(6) 学校運営事業者等 学校運営事業者、学生寮を学生等（その保護者を含む。）若しくは学校運営事業者へ貸し付ける法人若しくは個人事業主又は学生寮の所有者をいう。

(7) 戸 学生寮のうち、学生等が居住するために個人又は複数人で専有する部屋（個人又は複数人で2以上の部屋を専有するときは、2以上の部屋）をいう。

（補助金の交付対象者）

第3 補助金を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、学生寮を整備しようとする学校運営事業者等で、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者

（補助対象事業）

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、学生等が入居する学生寮の新築、増築、改築又は改修をする事業とする。なお、令和6年4月1日以後に学生等が入居する学生寮の新築、増築、改築又は改修の事業（令和5年度内にこれら工事に着手したものに限る。）にあつては、補助金の交付の申請の前に工事が完了し、又は着手しているものであつても補助対象事業とする。

（補助対象経費）

第5 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（補助金の額及び限度額）

第6 補助金の額及び限度額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金の返還）

第7 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付を受けた日から起算して10年以内に、この告示による補助金を受けて整備した学生寮を学生寮として使用しなくなった場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（申請の取下げ期日）

第8 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

（提出書類及び提出期日）

第9 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

（補則）

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第6関係）

区分	補助金の額	補助金の限度額
新築	1事業につき、補助対象経費の実支出額と当該事業において整備する戸数に1戸当たり80万円を乗じて得た額を比較して少ない方の額	1事業当たり 2,000万円
増築、改築 又は改修	1事業につき、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と当該事業において整備する戸数に1戸当たり40万円を乗じて得た額を比較して少ない額	1事業当たり 1,000万円

別表第2（第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規定による書類	学生寮整備事業費補助金交付申請書 1 工事の内容を示す平面図、立面図その他の図面 2 工事費の内訳書（見積書） 3 建物に係る登記事項証明書（増設、改修の場合） 4 その他市長が必要と認める書類	第1号	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号、及び第3号の規定による書類	学生寮整備事業費補助金変更（廃止）承認申請書 1 変更内容が確認できる書類 2 その他市長が必要と認める書類	第2号	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	学生寮整備事業費補助金交付請求書 学生寮整備事業費補助金完了報告書 1 工事契約書 2 工事費の支払いを証明する書類 3 完成写真 4 学生寮であることを確認することができる書類 5 その他市長が必要と認める書類	第3号 第4号	別に定める。

一関市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

学生寮整備事業費補助金交付申請書

学生寮整備事業費補助金の交付を受けたいので、一関市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、世帯を同一にする者を含め、一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等である者と密接な関係を有していないことを誓約します。

補助金交付申請額 金 円

建築物の所在地	一関市
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
予定取得日	年 月 日
整備後に見込まれる 入居者数	人
補助金交付 申請額	【新築、増築、改築、改修】 円
他補助金等の利用	有（他補助金等の名称： ） 無

※ 整備後に見込まれる入居者数については、学校運営事業者等から確認した書類（任意様式）を添付すること。

様式第2号（別表関係）

年 月 日

一関市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

学生寮整備事業費補助金変更（廃止）承認申請書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった学生寮整備事業費補助金について、次のとおり変更（廃止）したいので申請します。

補助金変更交付申請額 金 円

補助金変更交付 申請額	【変更前】	円
	【変更後】	円
変更（廃止）の理由		

様式第3号（別表関係）

年 月 日

一関市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

学生寮整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた学生寮整備事業費補助金について、次のとおり補助金を請求します。

補助金請求額 金 円

補助金の振込先

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
種別	普通 ・ 当座	口座番号	

年 月 日

一関市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

学生寮整備事業完了報告書

年 月 日付け一関市指令 第 号で補助金の交付決定のあった学生寮
整備事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

建築物の所在地	一関市
建築物の区分 ※該当する番号に○	1 新築 2 増築 3 改築 4 改修
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
取得日	年 月 日
工事金額等実績	円
工事の概要	